

令和3年10月22日

全日本不動産政治連盟 神奈川県本部
本部長 秋山 始 様

国への要望の回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による「令和4年度 予算要望ヒアリング」におきまして、貴連盟からの国への要望の回答を入手いたしましたので、別紙のとおりお送りさせていただきます。

国からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られない点多々ございますが、我が党、また、県連所属国会議員にて、ご要望に対し一步でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、何時でもお気軽にお申し出いただきたいと存じます。

今後とも我が党に対する変わらぬご支援賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会		
衆議院 第2選挙区支部長	菅	義偉
衆議院 第3選挙区支部長	中西	健治
衆議院 第4選挙区支部長	山本	朋広
衆議院 第5選挙区支部長	坂井	学
衆議院 第6選挙区支部長	古川	直季
衆議院 第7選挙区支部長	鈴木	馨祐
衆議院 第8選挙区支部長	三谷	英弘
衆議院 第9選挙区支部長	中山	展宏
衆議院 第10選挙区支部長	田中	和徳
衆議院 第11選挙区支部長	小泉	進次郎
衆議院 第12選挙区支部長	星野	剛士
衆議院 第13選挙区支部長	甘利	明
衆議院 第14選挙区支部長	あかま	二郎
衆議院 第15選挙区支部長	河野	太郎
衆議院 第16選挙区支部長	義家	弘介
衆議院 第17選挙区支部長	牧島	かれん
衆議院 第18選挙区支部長	山際	大志郎
参議院 選挙区第3支部長	島村	大
参議院 選挙区第4支部長	三原	じゅん子

様式

回 答 様 式

NO	70-001	要 望 団 体	全日本不動産政治連盟 神奈川県本部	省庁名	国土交通省
----	--------	------------	----------------------	-----	-------

件 名	道路法第 47 条第 1 項の規定に基づく車両制限令の緩和について
要 望 要 旨	車両制限令の幅の制限緩和について
【回答】 ○道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されており、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止する観点から、その規格を超える車両は原則通行できません。 ○また、一般的制限値を超えない車両であっても、道路の構造に応じて通行できる車両の幅等は制限されます。この制限をやむを得ず通行させようとするときには、道路管理者に通行の認定を受ける必要があります。 ○認定なく通行した場合、道路構造の保全や交通の危険防止に支障が生じる可能性があるため、認定を受ける必要がある車両は全て認定を受けることとしておりますのでご理解ください。 ○なお、あらかじめ通行する道路を管理する道路管理者にご相談いただければ、通行可能な迂回路の提案をはじめ可能な限り支援をさせていただきます。	

回答様式

NO	70-002	要望 団体	全日本不動産政治連盟神奈川県本部	省庁名	法務省
----	--------	----------	------------------	-----	-----

件名	供託制度について
要望 要旨	供託の審査において、必要に応じて被供託者への意見聴取を行うことを可能とした供託制度への改正を改めて要望する。
【回答】 供託官の審査の範囲は、供託書の適式性や添付書面の存否等の手続的要件に限られるものではなく、実体法上有効なものであるか否かという実体的要件にも及ぶものとされています。 ただし、その審査に用いる資料は、提出された供託書及び添付書面等に限られており、これらの書面に基づいて判断し得る限りにおいて上記の審査をすることとなります（いわゆる形式的審査）。 供託官の審査権限を上記の範囲にとどめているのは、供託事務が大量で、しかも確実かつ迅速に処理する必要があるからです。 仮に、制度を改め、供託を受理する前に被供託者から意見を聴取することとした場合には、その審査の範囲を形式的審査権にとどめた趣旨にも反し、適正な供託事務に支障を来すことにもなりかねません。 このような観点から、御要望にあるような制度とすることは困難であることにつき御理解願います。	

回答様式

NO	70-003	要望 団体	全日本不動産政治連盟神 奈川県本部	省庁名	国土交通省
----	--------	----------	----------------------	-----	-------

件名	生産緑地の利用促進について
要望 要旨	1992年に生産緑地法が改正されたときに指定を受けた生産緑地が、30年を経過する2022年に一斉に指定を解除されることを受け、生産緑地の利用促進のため、当本部が推進するSDGsに着目し、「目標15：陸の豊かさを守ろう」の観点から、自然環境の保全を目的とした整備を要望いたします。 自然環境の保全として、自然豊かな公園にすることで、動植物の保護の推進や、自然豊かなドッグラン等の施設を整備することでSDGsの目標達成のための生産緑地利用の促進が、空き地を減らす一助になるかと思っておりますのでよろしくお願い致します。
【回答】 生産緑地は、都市計画決定後30年を経過すると、生産緑地の所有者が市町村に対して買取りの申出をすることができます。2022年には、面積ベースで全国の実産緑地の約8割（約1万ha）がこの30年を迎え、その扱いが所有者の意思に委ねられることとなります。 こうした状況に対応するため、平成29年に生産緑地法が改正され、所有者の意向を前提に、30年経過後も保全措置を10年ごとに延長できる特定生産緑地制度が創設されました。なお、平成4年に指定された生産緑地のうち、少なくとも約75%について特定生産緑地への指定が見込まれております（令和3年6月末時点）。 なお、地方公共団体が都市公園などの公共的な目的で農地を買い取る場合は、財政支援策として、社会資本整備総合交付金の活用が可能です。 地方公共団体において、これらの制度を活用し、都市農地の保全・活用をより一層進めていただきたいと考えております。	

様式

回 答 様 式

NO	70-004	要 望 団 体	全日本不動産政治連盟神 奈川県本部	省庁名	国土交通省 経済産業省
----	--------	------------	----------------------	-----	----------------

件 名	老朽化したコンクリートブロック塀等の点検について
要 望 要 旨	道路に面しているコンクリートブロック塀や万年塀は老朽化すると歩行者に対して同様に危害を与える可能性があります。 国土交通省においてもブロック塀等の点検のチェックポイントを作成し周知し、神奈川県内の市町村においてもコンクリートブロック塀等の撤去等に関する補助事業を行っておりますが、安全・安心な社会の実現のため、大きな事故が起こる前に国の主導で安全点検を強制的に実施するよう要望いたします。 (以下略)
【回答】 ○ ご指摘のように、ブロック塀の安全対策は重要な課題です。 ○ 国土交通省では、平成 30 年に耐震改修促進法令を改正し、避難路沿道のブロック塀の耐震診断義務付けを可能としており、全国の地方公共団体に対して当該制度の活用を働きかけているところです。 ○ また、ブロック塀の耐震診断等への地方公共団体の補助事業に対しては、防災・安全交付金等により支援をしております。 ※神奈川県で補助を実施している市町村：27/33（本年 4 月 1 日時点） ○ 今後とも、地方公共団体等と連携して、ブロック塀の安全対策に取り組んでまいります。	

回 答 様 式

NO	70-005	要 望 団 体	全日本不動産政治連盟神奈川県本部	省庁名	文化庁
----	--------	------------	------------------	-----	-----

件名	埋蔵物包蔵地の調査の扱いについて
要 望 要 旨	文化財保護法に関連して埋蔵物包蔵地の調査の扱いについて、法人と個人で違いがあります。 個人の専用住宅の場合自治体の負担にて調査が行われますが、法人事業者の場合、法人の責任と負担にて調査しなければなりません。 法人事業者の場合、その対象地が優良住宅の供給に資するものであれば、個人同様に自治体の負担で調査することを要望致します。
【回答】 1. 埋蔵文化財は我が国の歴史や文化の成り立ちを明らかにするうえで、欠くことのできない歴史的・文化的資産であり、国民共有の財産です。そのため、現在ある状態のまま将来に伝えていくことが第一義と考えております。 2. そのため、その価値を損なう開発事業等に対しては、事業計画との円滑な調整を図りつつ、掘削などによる遺構の損壊等、遺跡の現状保存を図ることができない場合には、次善の策として埋蔵文化財の記録を保存するための発掘調査の実施を事業者をお願いしています。 3. 埋蔵文化財に関する権限は、現在、都道府県等に委譲されております。都道府県等からの指示に基づき、まずは、計画建物の基礎構造の変更など、埋蔵文化財の現状保存について御協力を頂きますようお願い申し上げます。	

様式

回 答 様 式

NO	70-006	要 望 団 体	全日本不動産政治連盟神 奈川県本部	省庁名	国土交通省
----	--------	------------	----------------------	-----	-------

件 名	住宅確保要配慮者居住支援について
要 望 要 旨	住宅確保要配慮者に対し入居支援を行っていますが、東京都が行う「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録報奨金」を国として行っていただくことを要望致します。
【回答】 ○セーフティネット住宅登録制度は、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、民間賃貸住宅を活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅を登録する制度です。 ○これまで、地方公共団体とも連携して登録促進を進めており、本年9月末時点で約61万戸（うち神奈川県は約2.5万戸）が登録されています。 ○登録促進に向けた地方公共団体の取り組みとして、ご紹介の東京都が実施する「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録報奨金」をはじめ、地域の実情やニーズに応じて、各地方公共団体で工夫した取り組みが行われているところと承知しております。 ○国土交通省における取り組みについては、賃貸住宅所有者への支援として登録住宅の改修や家賃低廉化等への支援制度を設けており、改修の支援については、地方公共団体に関係なく国が補助できる制度となっております。 ○国土交通省としましては、これらの支援制度を通じ登録促進を図っております。	